

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 4月25日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	給水フローノズル（B）の取替に伴う吊上げ作業において、新ノズル計装座開先部が仮設足場のクランプボルトに接触し損傷したため、当該部を修理	C	
2	1号機	主蒸気配管外側隔離弁室内の配管用保温材及び板金材において、破損が認められたため、当該部を修理	D	
3	1号機	給水加熱器エリア監視カメラ装置のカメラに動作及び映像不良が認められたため、当該装置を修理	D	
4	1号機	排ガスフィルタピットサンプポンプ（A）出口弁の点検時、弁体シート面及びボンネットインロー部に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
5	1号機	蛍光X線分析装置（水質分析用）点検作業後の管理区域退出時、顔面汚染が認められたため、除染及び対応検討	C	
6	2号機	廃棄物処理系廃液サンプルポンプ（A）出口連絡弁（A0-20-142 A）のグランド部において、水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	2号機	原子炉補機冷却水系熱交換器（C）点検後の淡水側水張り時、淡水側ドレン弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	3号機	設備図書の不備（変更未反映）による、部品（ドレントラップ）の誤発注が認められたため、当該図書の訂正及び対応検討	C	
9	4号機	原子炉建屋ダスト放射線モニタにおいて、一時的な「異常及び放射能高」警報発生が認められたため、当該モニタを点検	D	
10	4号機	所内変圧器（4 A）中性点接地計器用変圧器盤内スペースヒータ装置において、動作不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
11	5号機	所内ボイラ重油噴燃ポンプ（C）吸込圧力計の点検時、指示精度外が認められたため、当該圧力計を交換	D	
12	6号機	直流（125V）充電器盤（6 B）の電圧計測定箇所切替スイッチにおいて、動作不良（引っ掛かり）が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
13	6号機	直流（24V）充電器盤（6 A）の電圧計測定箇所切替スイッチにおいて、動作不良（引っ掛かり）が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
14	集中環境施設	冷却系海水ストレーナ（C）入口弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
15	その他	海生物処理設備（No. 1）灰移送コンベアにおいて、ボルトの噛み込みによるコーナホイール（送り側上曲部）の損傷（変形）が認められたため、当該部を点検・修理	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで